

## 火災使用消火器薬剤詰替事業要綱

制定	昭和 62 年 8 月 13 日 区長決定 要綱第 60 号
改正	平成 4 年 10 月 26 日 部長決定 平成 4 年 10 月 要綱第 100 号
改正	平成 23 年 3 月 10 日 区長決定 要綱第 67 号
改正	平成 24 年 10 月 9 日 区長決定 要綱第 207 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日 部長決定 平成 27 年 4 月 要綱第 316 号
改正	令和 3 年 7 月 29 日 部長決定 令和 3 年 7 月 要綱第 232 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、火災時に使用した消火器薬剤の詰め替え（以下「詰め替え」という。）について規定し、もって災害に対する区民および区内事業者の互助の精神に基づく自発的かつ積極的な防災活動に資することを目的とする。

### (対象となる消火器)

第 2 条 詰め替えの対象となる消火器は、個人または事業者が所有する消火器で、放火等本人の責めに帰すべき事由に因らずに区内で発生した火災の消火に使用したものであって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構造上、薬剤補充可能なものであること。
- (2) 設計標準使用期限内または耐用年数内のものであること。
- (3) 薬剤補充に支障のある破損等がないこと。

### (申請)

第 3 条 詰め替えを希望する個人または事業者（以下「申請者」という。）は、使用後速やかに「火災使用消火器薬剤充填申請書」（第 1 号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、町会・自治会長が取りまとめ、行うことができる。

### (詰替え)

第 4 条 区長は、前条の申請があったときは、消火器の使用状況を確認のうえ、詰め替えを行うものとする。

2 区長は詰め替えの申し出を受付けたときは、受付簿（第 2 号様式）に記載し、直ちに詰め替え業者（以下「業者」という。）に詰め替えを指示するものとする。

3 業者は、申請者（前条第 2 項の規定による申請の場合は、取りまとめを行った町会・自治会長。以下同じ。）に預かり書を交付したうえ消火器を預かり、詰め替えるものとする。

4 業者は、申請者から求めがあった場合は、詰め替え完了までの間代替品を置くものとする。

5 業者は、消火器預かり後 7 日以内に詰め替えを完了し、申請者に引き渡すものとする。

6 業者は、詰め替え済消火器を引き渡した時に申請者より受領書（第3号様式）の交付を受けるものとする。

7 業者は、受領書を添付し、完了報告書を防災まちづくり部防災課に提出するものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年8月1日より施行する。

付 則（平成4年10月26日第4条改正）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月10日第2条、第3条、第4条改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年10月9日第1条、第2条、第3条、第4条改正）

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月30日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

## 火災使用消火器薬剤充填申請書

年 月 日

品川区長 様

申請者 住 所

氏名または

事業者名

電 話

下記火災発生にともない、初期消火に協力し、使用した消火器の薬剤充填をお願いいたします。

記

使用消火器	製造会社名	粉 末	kg 詰〔	本〕	合計本数
		強化液	ℓ 詰〔	本〕	
		( )	詰〔	本〕	本
火災発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃				
火災の場所	品川区 丁目 番 号 方				
火災の状況	1. 全 焼 2. 半 焼 3. その他				



第3号様式（第4条関係）

## 受領書

下記のとおり受領いたしました。

年 月 日

住所 品川区 丁目 番 号 方

氏名・事業者名 印

※記名押印または署名でも可

薬剤充填した消火器			
品名	規格	数量	備考

品川区防災まちづくり部防災課請負業者

\_\_\_\_\_